



レストラン向け連邦政府補助金 Restaurant Revitalization Fund 概要および申請に向けて

2021年4月29日

【主催】 米国日系レストラン協会(JRA)

在ロサンゼルス日本国総領事館

JETRO ロサンゼルス事務所

【協力】 Smith, Gambrell & Russell, LLP

Kawasaki Law Office PLLC

Pasona N A, Inc.

本コンテンツの注意事項

- 本コンテンツにおける情報提供は、**2021年4月29日現在**のものであります。米国日系レストラン協会(JRA)、在ロサンゼルス総領事館、JETROロサンゼルス事務所、Smith, Gambrell & Russell, LLP、Kawasaki Law Office PLLCは網羅的かつ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本コンテンツで提供した内容に関連して、ご利用者が不利益を被る事態が生じたとしても、一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 本コンテンツの著作権は、米国日系レストラン協会（JRA）およびJETROに帰属しますので、無断転載、YouTubeなどへの再配信（録画によるものの含む）、掲示板への掲載等のご遠慮願います。

講師紹介

猪子晶代 / Akiyo Inoko Hewett

Attorney at Law / Smith, Gambrell & Russell, LLP

東京外語大学外国語学部卒。慶應義塾大学ロースクール修了。日本の司法試験に合格し、司法修習修了（66期）。その後渡米し、エモリー大学ロースクールのLL.M.を経て、ジョージア州司法試験合格。現在は、SGR法律事務所において、契約書の作成・レビュー、M&A、雇用・労務、コンプライアンス、訴訟・紛争、ビザ等あらゆる案件で日本語による説明・サポートを提供している。

SGR法律事務所は、2023年に創業130年を迎えるジョージア州発祥の国際総合法律事務所。ニューヨーク、カリフォルニア、ワシントンDC、テキサス、イギリス、ドイツ等にオフィスを構え、約300人の弁護士が所属し、企業法務全般に対応可能。



講師紹介

川崎晋平 / Shimpei Kawasaki Kawasaki Law Office PLLCの創設者

ニューヨークそして日本でのホスピタリティー業界において広範な経験と専門的知見を有する。

ニューヨーク現地でのリーガルサポートだけではなく、日本そして他国法人によるM&A取引(事業会社の買収)及びクロスボーダー取引案件等をサポート。多くのホスピタリティー事業の顧問弁護士を務める。

フロリダ・コースタル・スクール・オブ・ローよりJ.D. (法務博士)を取得後、日本企業が関与する独占禁止法訴訟案件をニューヨーク大手法律事務所にて担当。その後ニューヨークでホスピタリティー法律事務所としては最大規模のHelbraun & Levey LLPにて弁護士として勤務。



本動画解説の概要

- **RRFとは？** 本補助金の特徴
- **いつから申請できる？** RRF申請開始日時・対象期間
- **誰がもらえるの？** 対象事業者・対象外事業者
- **何に使えるの？** 補助金の使用が認められる経費
- **いくらもらえるの？** 受給額計算方法
- **誰が優先されるの？** 優先申請制度について
中小事業者の優先確保枠について
- **申請書の記入には、どんな情報が必要？**
申請書の記入方法解説（別動画）



レストラン向け連邦政府補助金 Restaurant Revitalization Fund (RRF) とは？

- 2021年3月11日に発行された1.9兆ドルの米国救済計画法の一部で、RRFの予算は**286億ドル**
 - * 今後予算追加の可能性もあり
- Small Business Administration (**SBA**) が運営
- COVID-19 パンデミックによる売り上げ減少が著しいレストラン業界を**再び活性化**することを目的に作られた補助金



レストラン向け連邦政府補助金 Restaurant Revitalization Fund (RRF) とは？

- PPPのようにローンの貸付けと返済免除という仕組みではなく、RRFは最初から**返済義務がない**補助金制度（Grant）
- 銀行等の金融機関を通さなくてよく、SBAのウェブサイトにて**オンライン申請可**
- 一気に申請が殺到し**申請開始直後に予算がなくなる可能性大**
➡申請開始前の準備が非常に重要！

申請開始期間



2021年5月3日（月）

東部時間・正午

中部時間・午前11時

西部時間・午前9時

* 4月30日（金）東部時間・午前9時から事前登録開始

* SBAポータルURL : <https://restaurants.sba.gov>

対象期間 Covered Period

2020年2月15日から

2023年3月11日まで * 延長される可能性あり

➔ RRFの最終日までに使用しなかった補助金は、返済義務あり

対象事業者 誰がもらえるの？

- レストラン Restaurant
- フード・スタンド、フード・トラック、フード・カート
Food Stand, Food Truck, Food Cart
- ケータリング業者 Caterer
- バー、酒場、ラウンジ、居酒屋 Bar, Saloon, Lounge, Tavern, Bar
- 軽食やノンアルコール飲料を提供するバー Snack and Nonalcoholic Beverage Bar (⇒カフェやスムージー・バー等)
- **ベーカリー Bakery**
- **ブルワリー、地ビール醸造所、ワイナリー、蒸留酒製造所、ブルワリー併設のブルーパブ、試飲ルーム、タップルーム Brewery, Microbrewery, Winery, Distillery, Brewpub, Tasting Room, Taproom**
- Inn



2019年のオンサイトでの
飲食の一般消費者向け販売が
総売上高の33%以上であることを
示す書類を提出する必要あり

2019年のオンサイトでの
一般消費者向け販売が
総売上高の33%以上であることを
示す書類を提出する
必要あり

対象事業者 誰がもらえるの？



- その他、**公衆・顧客が飲食することを主たる目的として集まる上記例示項目と類似のビジネス**を営む事業者 Other similar place of business in which the public or patrons assemble for the primary purpose of being served food or drink

2019年のオンサイトでの一般消費者向け販売が総売上高の33%以上であることを示す書類を提出する必要あり

* 2020年以降にオープンし2019年の書類がない場合は、初期のビジネスモデルで33%以上かどうか示す

飲食を提供するカラオケやボーリング施設等、“飲食が主目的”といえるか微妙な場合は？

- ➡ 2019年のオンサイトでの**飲食の販売が総売上高の33%以上**である場合は、それを示す追加書類を提出して、上記、**その他類似ビジネス**(Other similar places of business～)を選択して、RRFの申請ができる



対象外となる事業者



上記レストラン業を営んでいても、以下にあてはまる場合はRRFの申請不可

- ✓ 州政府または地方自治体が運営する事業体
- ✓ 2020年3月13日時点において、**関連会社(次頁で詳述)とあわせて20カ所以上の拠点を所有または運営している場合**
 - * 同一または複数の名称で営業しているかどうかは問わない
- ✓ **Shuttered Venue Operators Grant Programを申請中**
または受領済みである場合 * SBAから既に不許可決定が出た場合は、RRF申請可
- ✓ **上場企業**
 - * 米国だけではなく、日本等の他の国で上場している企業も含む

「関連会社」とは？



◆PPPを含む従来のSBAでの「関連会社」の定義

ある会社⁽¹⁾が他方の会社を支配する、または支配権を持つ場合（＝親子会社・祖父会社・孫会社）、または、第三者が両会社を支配する、または支配権を持つ場合（＝姉妹会社）、両会社は関連会社といえる。

Concerns and entities are affiliates of each other when one controls or has the power to control the other, or a third party or parties controls or has the power to control both. 【法令・条文番号】 13 C.F.R. 121.301(f)

◆米国救済計画法のRRFプログラム上の「関連会社」の定義

関連会社とは、**対象事業者**が50%以上の株主・持分を有するもしくは利益分配を受ける権利を有する事業、または**対象事業者**が事業の方向性をコントロールする契約上の権限を持っている事業をいう。なお、2020年3月13日時点で存在した所有関係または契約に基づいて判断される。

An Affiliated Business or affiliate is a business in which an eligible entity has an equity interest or right to profit distributions of not less than 50 percent, or in which an eligible entity has the contractual authority to control the direction of the business, provided that such affiliation shall be determined as of any arrangements or agreements in existence as of March 13, 2020. 【法令・条文番号】 ARPA § 5003(a)(2)

「関連会社」とは？（続き）



【現時点での解釈】

1. 申請事業者が**50%以上の株式・持分を持つ子会社**は、関連会社といえるため、子会社とすべて併せて拠点数をカウントする。
2. フランチャイズをする側（**Franchisor**）は、2020年3月13日時点でフランチャイズしている**50%以上の株式・利益分配率を持つ**お店をすべて含めて拠点数をカウントする。反対に、フランチャイズされる側（**Franchisee**）は、自らの子会社と併せてのみ拠点数をカウントすればよい。***どちらに申請権利があるのかはどちらが50%以上の株式と利益分配率を持っているかによ**
3. 同一の支配下にあるグループ会社内の**日本の親会社**や（日本・アジア・ヨーロッパも含む）の**姉妹会社**の拠点数もカウントすべきか？
 - ➡ RRFの定義上、関連会社は、対象事業者の子会社や契約上支配する会社（フランチャイズをする会社）のみしか含まない。
 - ➡ 親会社や姉妹会社の有する拠点は、**20拠点のカウントに含まなくても良い。**

「関連会社」とは？（続き）



親会社が日本の会社またはオーナーが日本在住の日本人であっても、RRF申請はできるか？

➡ 関連会社の要件としては、問題ない。その他にも、特に外国会社や外国人オーナーが支配する会社を排除するルールはない。

しかし

親会社である日本の会社またはオーナーである日本在住の日本人が**米国の納税者番号であるEIN・SSN・ITINを持たない場合は**、RRFの申請ができない。

➡ RRF申請のために、親会社やオーナーが米国の納税者番号を取得する場合、今後、米国での納税義務等について、**要検討！**

補助金の使用 何に使えるの？



補助金の使用が認められる経費

➡ 基本的には、

**事業が受けたCovid-19 パンデミックによる
直接的な被害**

または

パンデミック中に発生した経費

具体的には…→次頁

補助金の使用 何に使えるの？



補助金の使用が認められる経費 (続き)

- a. ペイロールコスト
- b. 不動産ローン契約により既に支払い義務が発生している元本と利子
- c. リース契約により既に支払い義務が発生している賃料
- d. 光熱費
- e. 管理費
 - i. アウトドア・ダイニング施設建設費用、
 - ii. 壁、床、デッキ、家具、備品、器具、などを含む
- f. コロナ防具 (Protective Equipment) 、クリーニング器具や製品
- g. レストランの通常の運営に必要な食材費・飲料費・お酒の原材料
- h. 商品のサプライヤーへ支払われた経費で、
 - i. すでに契約が交わされていて
 - ii. その商品が通常の運営に必要な場合
- i. 運営経費 (通常の運営に必要な範囲内)
- j. 有給傷病休暇 (Paid Sick Leave)
- k. ビジネスローン契約により既に支払い義務が発生している元本と利子
- l. 生鮮品に関しては対象期間内中に成立した契約、発注、発注オーダーに基づいて支払われたもの

補助金の使用 何に使えるの？



補助金使用についてのSBAへの報告義務

- 補助金は、対象期間内（**2020年2月15日～2023年3月11日まで**）に使用する必要あり
 - ➡使用できなかった補助金は返済義務が発生
- 2021年12月31日までに、どのカテゴリーにいくら使用したかをオンライン上で報告する必要がある。
- 2021年12月31日までに受領した補助金全額を使い切らなかった場合には、その後もオンライン上で毎年報告義務あり
 - ➡SBAから**補助金の使用記録・客観的証拠の提出が求められることもあるため**、補助金の使用について**客観的証拠をしっかりと残すこと**が重要！

受給額

いくらもらえるの？



COVID-19 パンデミックによる 売上減少分

- * 1 物理的拠点 500万ドル(\$5 million) 、全体で1000万ドル(\$10 million) の上限あり
- * 受給額は、Tax Free (= 所得税が課せられない)

パンデミックによる売上減少 の計算方法



【計算方法は開業時期によりA～Dの4種類】

A) 2019年より前から営業している場合

2019年の総収入－2020年の総収入

- * 第1次・第2次PPPローンおよびEconomic Injury Disaster Loans (EIDL) 総収入の計算から除外
- * 第1次・第2次PPPローンで受領した金額は控除
- * Economic Injury Disaster Loans (EIDL) または Employee Retention Tax Credit (ERTC) は おそらく控除の必要なし (B～Dも同様) または… (次頁)

パンデミックによる売上減少 の計算方法



【計算方法】（続き）

B) 2019年の全期間にわたって営業していなかった場合

2019年の平均月間
総売上高×12

—

2020年の平均月間
総売上高×12

または…（次頁）

パンデミックによる売上減少 の計算方法



【計算方法】（続き）

C) 2020年1月1日以降に開業した場合

2020年2月15日
から2021年3月
10日までに発生
した経費総額
(P.16ページ参照)

－

総売上高

パンデミックによる売上減少 の計算方法



パンデミックによる売上減少の計算方法

【計算方法】（続き）

D) 申請時点で未開業だが、これまでに経費が発生している場合

2020年2月15日
から2021年3月
10日までに発生
した経費総額
(P.16ページ参照)

－

総売上高

優先受給制度



下記の個人（複数人数を含む）によって**51%以上所有**されており、かつ、同個人により**運営管理**が行われている営利法人（米国内に事業所を有し主に米国内で事業を行うこと）に対して**資金が優先**して提供される。

- **女性**
 - **兵役経験者 (Veteran(s))**
 - **社会的・経済的に不利な立場である者**
(マイノリティー人種・出身地・障がい・性別・低所得者)
- ➡ **申請開始から
21日間の
優先期間**

※51%の計算にあたっては、複数人の所有持分を合算できる（それぞれ20%所有する女性が2人、兵役経験者が1人いれば、60%となる）

優先受給制度（続き）

兵役経験者（Veteran）：現存する軍隊等にかつて所属し、不名誉でない理由により除隊等をした者

社会的に不利な立場である者：あるグループの一員であることが理由で個人の資質とは関係なく人種的または民族的偏見あるいは文化的偏見の対象となる個人（Asian Pacific Americans=日系人も含む）

経済的に不利な立場である者：資本および信用享受の機会が不平等であることが原因で、社会的に不利な立場にない同業種の他者と比較してその能力が低い個人（詳細な条件は**次ページ**）

優先受給制度（続き）

経済的に不利な立場である者とは：

経済的に不利な立場にあるかの評価にあたり、SBA は以下の点を考慮する。

- 当該個人の**純資産**が **75万ドル**以下であるかどうか
 - 当該個人の過去3年間の**平均総所得**が**35万ドル**を超えているかどうか
 - 当該個人の**総資産**が**600万ドル**を超えているかどうか
- ➡上記の金額を超える純資産、平均総所得、総資産を有する個人については一般的に**経済的に不利な立場にはない**と見なされる。

中小事業者の優先確保枠



1. 総予算のうち50億ドルが、**2019年の総収入が50万ドル未満の適格事業者**に確保される
2. 総予算のうち40億ドルが、**2019年の総収入が50万ドルを超え、150万ドル未満の適格事業者**に確保される
3. 総予算のうち5億ドルが、**2019年の総収入が5万ドルを超えない適格事業者**に確保される

* 残りの資金については、適格事業者の年間総収にかかわらず、その他の適格事業者に開放される

本コンテンツのお問い合わせ先

本コンテンツにおける情報提供は2021年4月29日現在のものになります。
最新の情報に関しては、本補助金の申請窓口となる“Small Business Association”のホームページよりご確認ください。

お問い合わせ先

本補助金の無料相談窓口の連絡先：rff@pasona.com

Q&Aおよび概要等：米国日系レストラン協会HP

<http://www.jraamerica.org/restaurant-revitalization-fund-jp/>

Smith, Gambrell & Russell, LLP 小島 清顕 Kiyooki (Kiyoko) Kojima

Telephone (404) 426-4082 E-mail kkojima@sgrlaw.com

Website: <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

Smith, Gambrell & Russell, LLP 猪子 晶代 Akiyo Inoko Hewett

Telephone (404) 815-3513 E-mail ahewett@sgrlaw.com

Website: <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

Kawasaki Law Office PLLC 川崎 晋平 Shimpei Kawasaki

Telephone (917) 546-9255 E-mail: shimpei@kawasakilaw.com

Website: <https://www.kawasakilaw.com>

*** 両事務所は常時提携しておりますので、上記全員に同時にお問い合わせいただくことも可能です。**